

定款変更認証申請に係る縦覧書類

(令和 5 年度)

1 申請年月日

令和 6 年 3 月 18 日

特定非営利活動法人の名称

風の家

3 代表者の氏名

野崎 多巳子

4 主たる事務所の所在地

四日市市大字東阿倉川 835 番地 6

5 定款記載の目的

この法人は、ひきこもりや不登校、障害児（者）、保護者ならびに関係者に対して社会参加、余暇活動、相談をサポートするために、誰もがあたりまえに共生できる場所を地域に開放し、人との出会いと交流の場を提供するとともに、相互扶助の精神に基づき福祉サービス活動を行い、もって福祉の向上及び社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 6 年 3 月 18 日 ~ 令和 6 年 4 月 1 日

特定非営利活動法人風の家定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人風の家と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を三重県四日市市大字東阿倉川835番地6に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ひきこもりや不登校、障害児（者）、保護者ならびに関係者に対して社会参加、余暇活動、相談をサポートするために、誰もがあたりまえに共生できる場所を地域に開放し、人との出会いと交流の場を提供とともに、相互扶助の精神に基づき福祉サービス活動を行い、もって福祉の向上及び社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ③ 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① フリースペース運営事業
- ② ひきこもりや不登校、障害児（者）ならびに保護者、関係者への社会参加促進事業
- ③ ひきこもりや不登校、障害児（者）ならびに保護者、関係者への余暇活動充実事業
- ④ ひきこもりや不登校、障害児（者）ならびに保護者、関係者への相談事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅および訪問介護支援事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

② 会場、スペースの貸出

- 2 前条第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- 2 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人又は団体とする。

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならなければならぬ。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事はこの法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前

任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算の承認
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 長期借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
- (定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 賛助会員は、総会において、議決に参加することはできない。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあ

っては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通

知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び活動予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかるわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 理事は、事務局長及び職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長	鷲見 雅次
副理事長	久志本 隆
理事	早川 朋秀
理事	大谷 真
理事	古川 のりこ
理事	野崎 多巳子

理事 米村 ユカリ
理事 佐藤 良幸
監事 土崎 正彦

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成17年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金	0円
正会員	年会費	6,000円
賛助会員	年会費一口	3,000円

令和6年度事業計画書

(令和6年 4月 1日～令和7年 3月31日)

特定非営利活動法人 風の家

1 事業実施の方針

令和6年度からは「指定特定相談支援事業」を実施する。当面は風の家の利用者に限定して、親亡き後の生活に向けて現在の生活介護事業における日中支援とともに一貫した側面援助を目指していきたい。

生活介護事業所の作業活動においては、SDGs、地域に密着した活動など、単なる作業に終わらず、作業活動内容を向上させることで、社会参加の達成感や存在感を利用者一人ひとりが味わえるようにしていきたい。協賛企業や団体、地域への発信を更に継続していきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者福祉サービス事業	障害者の日中支援全般	週5日	風の家 風つ子	15名	20名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業	障害者の相談支援の提供	週1日	風の家	2名	7名

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	支出見込み額(千円)
	活動なし				

令和7年度事業計画書

(令和7年 4月 1日～令和8年 3月31日)

特定非営利活動法人 風の家

1 事業実施の方針

令和7年度から実施した「指定特定相談支援事業」の利用人数を増やしていきたい。
また、生活介護事業所においては作業部門においては喫茶、パン工房の充実をはかり、
利用者の工賃をアップさせていきたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害者福祉サービス事業	障害者の日中支援全般	週5日	風の家 風つ子	15名	20名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定特定相談支援事業	障害者の指定計画相談支援の提供	週1日	風の家	2名	20名

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
	活動なし				

様式例3-1

令和6年度 活動予算書
令和6年 4月 1日から 令和7年 3月 31日まで
特定非営利活動法人 風の家

(単位：円)

科目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			0
正会員受取会費	60,000		60,000
賛助会員受取会費			0
2. 受取寄附金			0
受取寄附金			0
3. 受取助成金等	43,000,000		43,000,000
受取民間助成金			0
利用料収入	400,000		400,000
4. 事業収益			0
作業事業収益	3,000,000		3,000,000
事業収益			0
事業収益			0
事業収益			0
5. その他収益			0
受取利息	300		300
雑収益			0
経常収益計	46,460,300	0	46,460,300
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	28,300,000		28,300,000
雑給	1,000,000		1,000,000
法定福利費	3,172,000		3,172,000
福利厚生費	800,000		800,000
退職共済掛金	300,000		300,000
人件費計	33,572,000	0	33,572,000
(2) その他経費			
売上原価	500,000		500,000
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	60,000		60,000
消耗品費	1,400,000		1,400,000
事務用品費	50,000		50,000
修繕費	250,000		250,000
水道光熱費	1,200,000		1,200,000
諸会費	10,000		10,000
支払手数料	50,000		50,000
車両費	770,000		770,000
賃借料	2,270,000		2,270,000
リース料	800,000		800,000
研修費	50,000		50,000
通信費	500,000		500,000
租税公課	60,500		60,500
印刷費	0		0
保険料	330,000		330,000
支払報酬	1,210,000		1,210,000
備品購入費	400,000		400,000
減価償却費	1,000,000		1,000,000
委託費	1,300,000		1,300,000
ガソリン代	500,000		500,000
雜費	15,000		15,000
その他経費計	12,755,500	0	12,755,500
事業費計	46,327,500	0	46,327,500

2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	46,327,500	0	46,327,500
当期経常増減額	132,800	0	132,800
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
雑損失			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	132,800	0	132,800
前期繰越正味財産額	35,666,832	0	35,666,832
次期繰越正味財産額	35,799,632	0	35,799,632

様式例3-1

令和7年度 活動予算書
 令和7年 4月 1日から 令和8年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 風の家

(単位：円)

科目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			0
正会員受取会費	60,000		60,000
賛助会員受取会費			0
2. 受取寄附金			0
受取寄附金			0
3. 受取助成金等	45,000,000		45,000,000
受取民間助成金			0
利用料収入	400,000		400,000
4. 事業収益			0
作業事業収益	3,300,000		3,300,000
事業収益			0
事業収益			0
事業収益			0
5. その他収益			0
受取利息	300		300
雑収益			0
経常収益計	48,760,300	0	48,760,300
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	29,720,000		29,720,000
雑給	1,000,000		1,000,000
法定福利費	3,330,000		3,330,000
福利厚生費	840,000		840,000
退職共済掛金	300,000		300,000
人件費計	35,190,000	0	35,190,000
(2) その他経費			
売上原価	1,200,000		1,200,000
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	60,000		60,000
消耗品費	1,300,000		1,300,000
事務用品費	50,000		50,000
修繕費	250,000		250,000
水道光熱費	1,300,000		1,300,000
諸会費	10,000		10,000
支払手数料	50,000		50,000
車両費	800,000		800,000
賃借料	2,270,000		2,270,000
リース料	800,000		800,000
研修費	50,000		50,000
通信費	500,000		500,000
租税公課	60,500		60,500
印刷費	0		0
保険料	330,000		330,000
支払報酬	1,210,000		1,210,000
備品購入費	400,000		400,000
減価償却費	1,000,000		1,000,000
委託費	1,300,000		1,300,000
ガソリン代	500,000		500,000
雑費	15,000		15,000
その他経費計	13,485,500	0	13,485,500
事業費計	48,675,500	0	48,675,500

2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	48,675,500	0	48,675,500
当期経常増減額	84,800	0	84,800
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
雑損失			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	84,800	0	84,800
前期繰越正味財産額	35,799,632	0	35,799,632
次期繰越正味財産額	35,884,432	0	35,884,432